

令和4年度生徒指導方針

島本町立第二中学校

I 生徒指導上の心得

1) 生徒指導に関する考え方

- ・生徒指導とはひとり一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のこと。
- ・個々の生徒の発達状況を踏まえた個別の指導や支援も重視しながら、自己指導能力の育成に努める。
- ・問題行動をおこした生徒に対して、まず、自分が行った行為をしっかりと振り返らせ、反省させた上で、個々の悩みや、思いを聴き、生徒理解に努める。
- ・問題行動を度々おこす生徒に対しては、担任から、学年生指、生指指導主事、管理職、と段階をとおって関わっていくことで効果的な指導を追求する。(但し緊急性のある事象について必要があれば、担任と生指が直接連携して指導を行う。)
- ・緊急性(暴力行為等)のない問題事象は授業が終了してから本人と直接話をする。

2) 個々の問題行動についての対応

暴力行為 (緊急性のある問題事象)

- ・けんか、一方的ないじめなどいろいろな場合があるが、個別に聞き取りを行い、事実関係を的確に把握することに努め、原因がどこにあるかなど、事象を正確につかんでからチーム対応で指導に当たる。当該生徒にけが等がある場合は、即刻医師の診断を受ける。
- ・診察費用の支払い等については、加害者側保護者に支払いを求める。謝罪についても原則として加害側本人と保護者にて対応してもらう。
- ・対教師暴力については、毅然とした態度で挑み、管理職中心に学校全体で対処する。また、継続する暴力行為に関しては関係諸機関と連携して、問題解決に取り組むことを基本とする。

万引き、窃盗、喫煙

- ・個別に指導した後、保護者に来校していただき事情を説明した上で、学校と家庭とが連携をして今後の指導に生かす。
- ・多くの場合は、店舗、警察等から学校に連絡が入るので、基本的には保護者に学校から連絡し、対応してもらう。指導に対しては保護者の確認を得て、学校として対応を行う。

家出

- ・家出が知らされた場合は保護者と連絡をとりあい、友人関係等の情報も共有する。場合によっては、警察等への協力も依頼する。発見してからの指導は、保護者の報告を受け、それまでの生活を振り返り、継続的に指導していく。

染髪、化粧、ピアス、マニキュア類等

- ・染髪、各種整髪料、化粧、ピアス、マニキュア、香水など学校生活に関係ないものは禁止する。
- ・違反があった場合は保護者に了解を求め、元の状態に戻してから登校するよう指導する。

ゲーム類、マンガ、等不必要なものを持ってきた場合

- ・注意した上でその場で預かり、担任を通じて保護者に返却する。(登校、下校時も含む)
- ・携帯電話、スマホについては持ち込み許可をした者でも使用方法がルールに反している場合は預かり、保護者に返却する。携帯電話持ち込み許可を得ていない者については不要物扱いとする。

器物破損

- ・公共物については、原状復帰を原則とする。

3) 服装等について

- ・4月1日～4月30日、11月1日～3月31日の期間は授業中、制服を着用すること。
- ・制服については学校指定の標準服(ブレザー、スラックス、スカート、白のポロシャツ)を着用すること。白のポロシャツは、無地もしくはワンポイントとする。ブレザーは名前の刺繍を入れる。
- ・5月1日～10月31日の期間については調整期間として、学校指定のジャージ、体操服の着用も可とする。
- ・登下校時については部活動の関係において学校指定のジャージ、体操服の着用を可とする。
- ・登下校も含めて学校の制服もしくは体操服を着用すること。ただし、学校が指定した日は制服を着用しなければならない。(※ 始業式、終業式等の各式や定期テスト等)
- ・防寒着については下のとおりとする。
ブレザーもしくはジャージの下に着る防寒着については、セーター、トレーナー、カーディガンを許可する。パーカーは禁止する。上にブレザーもしくはジャージを必ず着用すること。
ただし6月1日～10月15日の期間は使用できない。これらの模様は特に指定しない。その際、制服やジャージの上に着用する防寒着については、登下校時、学校指定のウインドブレーカーのみ許可する。
- ・ウインドブレーカーやマフラー等の防寒着は校舎内では脱ぐ。
- ・膝掛けを使用する場合は、教室または特別教室のみで使用する。肩に羽織ったり、腰に巻いて移動しない。テスト時には使用できない。
- ・放課後や学校が休みの日の登校も必ず制服もしくはジャージを着用する。
- ・Tシャツはクラブ活動のときのみとし、白地に限る。10cm以内のワンポイントは可。クラブのユニフォームはこの限りではない。
- ・アンダーシャツ・パンツについては体操服、ポロシャツの下に着用し、袖口、えり口などから見えないように着用する。
- ・タイツについては、色は黒かベージュ色とする。
- ・髪型については、中学生として見苦しくないように心がける。パーマ、染髪、脱色、エクステンションなどの人工的に手を加えたものや、刈り上げた部分とそうでない部分の境目が明瞭に分かる(模様や図形となる)髪型は禁止。

4) 自転車登校について

- ・毎年4月に自転車登校許可申請書を提出。ハンドル改造、ステッカー不着用(番号が色あせて見えなくなる)などがないか各学年で自転車点検を行い、ステッカーを配布(確認)する。
- ・ヘルメットを着用していない場合は、自転車通学を認めない。
- ・ヘルメットは自転車用で顎紐がしっかり結べるものを正しく着用する。
- ・ルール違反(二人乗り・傘差し・校内での乗り回し・許可していない生徒へ貸した等)の場合は指導を行い、その後も繰り返すようであれば自転車登校停止とする。
1年間の中で違反(チェーンロック含め)
1回目：警告　2回目：1週間停止　3回目：2週間停止　4回目：自転車通学を禁止
- ・学校敷地内では自転車に乗らず、押して歩くこと。
- ・必要に応じて、登下校指導を行う。

5) 生徒の欠席確認

- ・朝のHRの欠席確認で、連絡のっていない生徒に対しては、8:45までに保護者に連絡をとる。
- ・授業のはじめに欠席確認を行い、教室にいない生徒がいたら必ず職員室に連絡し、その場の教員で対応する。

6) 卒業生の来校について

- ・卒業生は16時までは本校に来てはいけない。来校する場合は事前にアポイントをとる。

7) 施設との対応について

- ・生徒指導委員会と施設指導員と学園生の情報交流及び指導方針の検討を随時行う。
- ・施設生徒の中で問題行動が多発、継続する場合は、学校長から直接施設長に問題解決についての具体的な申し出を行う。

8) 保健室の利用について

- ・個々の生徒が保健室を利用できる時間は基本1時間とし、それ以上保健室内にとどまらない。体調不良が続く場合は保護者に連絡をして早退させる。連絡がつかない場合は保護者連絡がつくまで保健室に待機させる。
- ・養護教諭不在時は保健室を閉める。早退までの待機する間、保健室をどうしても利用しなければならない生徒がいた場合は、担任もしくは学年の教職員が必ず付き添う。

9) 生徒会との連携

- ・積極的な生徒指導を行う上で、生徒自らの自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目的に生徒会活動と連携した取組を推進する。

10) その他

- ・交通安全指導を1年生対象で行う。
- ・犯罪防止教室を2年生対象で行う。
- ・携帯マナー教室を全学年対象で行う。
- ・非常階段は非常時のみ使用可とする。集会での集合時には使用しない。